

## 第5章 関係市長の意見及び事業者の見解

方法書に対する関係市長の意見及び事業者の見解を以下に示す。

表 5-1 方法書に対する関係市長【諏訪市長】の意見及び事業者の見解

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
1	事業計画	11 頁の工事計画の中に工事関係車両の通行ルートが記載されており、最後に「等」とあるが、記載ルート以外を通る可能性があれば、大気質等の調査が必要ではないか。	工事関係車両の通行ルートは、方法書に記載のとおり現在のところ搬入ルート A 及び搬入ルート B を計画しています。道路工事等のやむを得ない場合を考慮して記載させていただきます。	● 事業計画 準備書 p1-18
2	事業計画	14 頁のイ伐採工事の中に伐採・抜根するとあるが、抜根をすると地盤が弱くなる可能性が高い。抜根する計画もあるのか。	現在の計画では、敷地内の管理道路及び調整池建設エリアについては伐根を行い、パネル設置エリアについては工事及び設備管理に支障が出ない範囲で極力伐根をしない計画です。但し、今後の手続きを踏まえ計画が変更される可能性があります。その場合、関係機関の指導を受け協議を行い計画に反映いたします。	● 事業計画 準備書 p1-21
3	環境影響評価項目	140 頁 表 3-1-1 について、「水質」、「水象」、「地形・地質」、「植物」、「動物」は全て「生態系」の構成要素であるから、「生態系」の評価項目はこれら構成要素の評価項目を全て含んでいる必要がある。（具体的には、「植物」、「動物」では影響要因の区分に「工事による影響」の「運搬」、「掘削」は選定されているが、「生態系」では選定されていないのは不備である。）	ご指摘を踏まえて、生態系の影響要因に「運搬」「掘削」も考慮いたしました。	● 環境影響評価項目 準備書 p3-2
4	騒音	142 頁 表 3-2-3 及び表 3-2-4 環境要素の区分は、「総合騒音」か？「特定騒音」か？	「特定騒音」です。	—
5	騒音・振動	142 頁 表 3-2-4 騒音・振動の発生の選定項目の分類・根拠等に「パワーコンディショナーの稼働に伴い～(略)～」とあるが、草刈り作業で機械を使用する場合の機械音の影響も考えられる。	事業地には近接した民家はなく、また事業地周辺には残地森林が 30m の幅で確保される為、残地森林による、事業地内で発生した騒音の低減効果が期待できるものと考えます。 現在の計画において、除草作業は年に 2～3 度、一度の除草作業において機械音が発生すると考えられる作業は 1 か月間に集中し行う計画としておりますが、周辺への騒音流出の恐れのある場合には除草作業の平準化を検討し、一度に大量の機械音が発生する事を防ぎます。	—

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
6	振動	143 頁 表 3-2-5 及び表 3-2-6 環境要素の区分は、「特定振動」か？「総合振動」か？	「特定振動」です。	—
7	振動	143 頁 表 3-2-6 騒音・振動の発生の選定項目の分類、根拠等に「パワーコンディショナーの稼働に伴い(略)～」とあるが、調整池からの多量排水が発生する場合、排水による振動が発生することが予想される。	調整池は、治水や発電用のダムのような一時的な排水の大幅な増加が想定されるものではなく、現在の流量を保つ事を前提として設計しております。したがって、調整池からの吐水による騒音振動は、大きな変化を想定していないことと、調整池近傍に民家がないことから影響要因として取り上げておりません。	—
8	水象	146 頁 表 3-2-11 及び表 3-2-12 環境要素の区分に地下水質が含まれていないが、土地造成によって地表の状況が変化したり、樹木の伐採や緑化に伴って土地を覆う植物の状況が変化すると、地下水質も環境要素に加えるべきではないか。	本事業は、地表面で有害物質を取り扱う事業ではないため、下流の水利用に影響するような地下水の水質変化は想定していません。水質に関しては、計画地の下流域を中心に河川水質等を分析しました。	—
9	地形・地質	150 頁 表 3-2-21 土地の造成(切土・盛土)の環境要素の区分「植物(土壌)」について、土が変わることによって生育できなくなる植物や反対に新たに生育する植物がある可能性が大きい。土壌についても標準項目または重点化項目にすべきではないか。	「土壌」については、「植物」の項目で取り扱い、現地調査を実施し、土壌の持つ機能について予測評価をいたしました。なお、本事業は大規模に土地の改良を実施するものではなく、大規模な客土等も予定していません。	● 環境影響評価項目 準備書 p3-2
10	動物	153 頁 表 3-2-24 騒音・振動の発生について、パワーコンディショナーや敷地内での作業により発生する騒音や振動は全くないとは言えないため、調査すべきである。	騒音レベルの予測結果から、動物に対して、パワーコンディショナーの稼働に伴う騒音・振動は、想定されないと判断いたしました。	—
11	生態系	154 頁 表 3-2-6 騒音・振動の発生について、パワーコンディショナーや敷地内での作業により発生する騒音や振動は全くないとは言えないため、調査すべきである。	騒音レベルの予測結果から、動植物を含む生態系に対して、パワーコンディショナーの稼働に伴う騒音・振動は、想定されないと判断いたしました。	—
12	景観	155 頁 表 3-2-27 土地の造成(切土・盛土)や樹木の伐採により木々の緑が多かった景観が、土が露出した景観へと変化することが予想されるため、標準項目とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、工事中の景観変化についても予測評価を実施いたしました。なお、工事中に造成面が露出するのは、一時的なものです。また、区域に分けて施工するため全面を裸地とすることは計画していま	● 予測結果 準備書 p4-12-40

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
13	触れ合い活動 の場	156 頁 触れ合い活動の場は非選定項目となっており、近隣には国定公園が存在しており事業地周辺を散策することも想定される。調査対象とすべきではないか。	せん。 ご指摘を踏まえ、「触れ合い活動の場」も調査対象といたしました。	● 調査結果 準備書 p4-13-1
14	その他の環境 要素	160 頁 表 3-2-38 工作物の存在について、パワーコンディショナーの稼働によりラジオが聞こえなくなつたという事例があるため、電波障害についても環境要素に加えるべきである。	ご指摘を踏まえ、「電波障害」も予測評価の対象といたしました。	● 予測結果 準備書 p4-17-1
15	大気質	164 頁 大気質の評価は、事業地周辺は通常の交通量が少ない地域であることを考慮した評価をしていただきたい。	ご指摘のとおり、環境基準との適合状況だけでなく、現況との比較など事業地周辺の状況を勘案した評価を実施しました。	● 予測結果 準備書 p4-1-19
16	騒音	167 頁 騒音の評価は、事業地周辺は通常の騒音が環境基準を大きく下回っている地域であることを考慮した評価をしていただきたい。	ご指摘のとおり、環境基準との適合状況だけでなく、現況との比較など事業地周辺の状況を勘案した評価を実施しました。	● 予測結果 準備書 p4-2-7
17	振動	169 頁 振動の評価は、事業地周辺は通常の振動が環境基準を大きく下回っている地域であることを考慮した評価をしていただきたい。	ご指摘のとおり、要請限度等との適合状況だけでなく、現況との比較など事業地周辺の状況を勘案した評価を実施しました。	● 予測結果 準備書 p4-3-7
18	低周波音	170 頁 低周波音の測定について、十分ご承知されていると思うが、風向や風速が頻繁に変化する地域であるため、風の影響を受けないよう留意した調査をお願いしたい。	ご指摘のとおり、現地調査においては、正確に測定が出来るよう努めました。	● 調査結果 準備書 p4-4-4
19	水質	173 頁 表 3-3-20 降雨時の調査時期について、通常降雨時に加えて豪雨時にも調査をすべきである。	ご指摘を踏まえ、降雨時の調査を実施いたしました。	● 調査結果 準備書 p4-5-4
20	水質	173 頁 表 3-3-20 土質の状況の調査時期について、「土質の状況を把握できる時期」とあるが、どのような時期を把握できる時期として想定しているのか曖昧である。	土質の調査結果は時期により変化するものではないが、地表の土質が観察しやすい時期として地表の草木が枯れ、また、作業効率から積雪時期をさけることを計画し実施しました。実施時期は、スケジュール等の都合により、1月に実施いたしました。	● 調査結果 準備書 p4-5-4
21	水象	177 頁 表 3-3-5 地下水水位にある湿原は事業地内にあ	踊場湿原は対象事業実施区域の北方約 1km の位置	● 調査結果

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
		<p>る湿原を指すと思われるが、近隣の天然記念物である踊場湿原のアシカラ池の水位にも影響が及ぶ可能性があると思われる。立ち入りは制限されているため、調査方法を検討の上、調査をしていただきたい。</p>	<p>にあり、斜面の上位に位置していることから、対象事業の実施による踊場湿原の水位への影響は無いと考え、影響を及ぼす恐れのある地点としての調査は計画しませんでした。ただし、地下水の関連性を調査するための水の主要溶存イオン分析や安定同位体分析の調査地点として、設定いたしました。</p>	<p>準備書 p4-6-5</p>
22	水象	<p>計画地は、地層に係る文献から輝石安山岩溶岩（鉄平石）で構成され、帯水層であることから地下水の涵養量が大きいと言われています。したがって、既存水道水源を含む周辺の影響調査が必要。</p>	<p>周辺の既存水道水源については、重要な保全対象として考え、評価対象として調査及び影響予測を実施いたしました。</p>	
23	水象	<p>水質、水象の調査項目については、周辺の既存水道水源及び湧水との因果関係と水系が判るような調査項目が必要。</p>	<p>周辺の既存水道水源及び湧水の涵養域や地下水湧出機構を解明するため、水の主要溶存イオン分析や安定同位体分析を実施いたしました。</p>	<p>● 調査結果 準備書 p4-6-1</p>
24	水象	<p>周辺には水道水源等が多く、地下水の流れや地下水収支に変化が生じた場合には、住民のライフラインに大きな影響を与えてしまう。また、計画地内の湿原は、全て環境省の「特定植物群落」に指定されており、諏訪地域だけでなく全国的に貴重なものとして認識、評価されているが、湿原の存続、遷移の方向性には、表流水の動向だけでなく、地下水流動経路、循環経路、水収支が大きな影響を与えると想定される。しかし、計画地周辺の地下水流動経路、循環経路等は明らかになっていないため、「水象」の「地下水」の項目は、「工事による影響」、「存在・共用による影響」ともに簡略化項目ではなく、標準化項目または重点化項目にして、広域と狭域の2つの視点で地下水流動経路、循環経路を明らかにするとともに、事業による新たな水収支（伐採等による蒸発散の変化、直接流下と土壌浸透の変化、保水力の変化、調整池新設や流路変更による影響等）を解明、評価する必要がある。これらは防災の観点からも必須であると想定され、それらの知見を地元へ還元すれば、地元貢献にもなり得る。</p>	<p>地下水については、大規模な地形改変が無いこと、地下水の採取を行わない計画であることから大きな影響は想定していませんが、標準項目として調査予測評価を実施しました。対象事業実施区域内に貴重な湿地が存在すること、及び周辺に水道水源が分布していることを鑑み、これらの保全対象への影響を予測するために必要な調査を実施しました。周辺の水道水源については地下水流動経路、循環経路を明らかにするたに水の主要溶存イオン分析や安定同位体分析を実施しました。また、流域の水収支については水位・流量観測及び雨量観測を実施して現況流出モデルを作成し、事業前後の変化を予測しました。</p>	<p>● 調査結果 準備書 p4-6-34</p>



No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
25	水象	<p>水象調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業予定地の北側には、諏訪市の水源が多数存在する。尾根があるため、表流水が流れることは考えづらいが、標高が事業地とほぼ同じであるため、地下水の経路があった場合に影響が心配される。また、南西側には、豊富な湧水がでている寺院が存在する。特に地藏寺の庭園は諏訪市の天然記念物に指定されており、水量の減少があった場合には文化財への影響が心配される。阿弥陀寺でも「長名水」と呼ばれる湧水が出ており、参拝者の喉を潤し、持ち帰る者もいる。さらに、南沢水源も市民の貴重な水源地としての役割を果たしていることから、水量の変化等の影響があると市民生活に影響する他、全国的にも有名な酒造会社も湧水を利用して仕込みをしており、水量の変化があると産業にも影響を与える可能性がある。</li> <li>● 上記を踏まえ、これらの水源地と湧水の調査を実施して事業地との関係性を明らかにし、影響の有無について十分な調査をお願いしたい。</li> </ul>	<p>周辺の水道水源については、角間川流域の水道水源等を対象に、水の主要溶存イオン分析や安定同位体分析を実施しました。また、流域の水収支については水位・流量観測及び雨量観測を実施して現況流出モデルを作成し、事業前後の変化を予測しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予測結果 準備書 p4-6-69</li> </ul>
26	水象	<p>179 頁 表 3-3-26 及び表 3-3-27 の予測地域・地点に「影響が及ぶ範囲」とあるが、具体的にどの程度まで影響が及ぶと想定をしているのか示していただきたい。</p>	<p>水象の影響範囲は、河川については流量変化が想定される横河川とその流域（対象事業実施区域含む）を想定しました。ただし、地下水については流動経路が不明なことから周辺も含めた霧ヶ峰南斜面一帯を調査範囲とし、影響が及ぶ可能性がある範囲として周辺の水道水源等を予測地点として設定しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-6-1</li> </ul>
27	植物	<p>計画地内の湿原は、全て環境省の「特定植物群落」に指定されており、諏訪地域だけでなく全国的に貴重なものとして認識、評価されているが、湿原の存続、遷移の方向性には表流水の動向だけでなく、地下水流動経路、循環経路、水収支が大きな影響を与える。また、計画地内に生育が確認されている注目すべき植物は、水と関係する種が多い事を踏まえ、「水象」の「地下</p>	<p>対象事業実施区域の湿地については、長野県レッドデータブックでも重要な湿地として選定されています。本湿地について詳しい有識者の指導のもと、予備調査により湿原周辺の希少な植物の生育状況や地下水位等について確認しながら、影響を低減する形での事業計画を検討・立案しました。環境影響評価の手続きにあたって、水象の調査結果も踏まえ、植物及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予測結果 準備書 p4-9-64</li> </ul>

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
28	植物	水」の項目は、「工事による影響」、「存在・供用による影響」ともに簡略化項目ではなく、標準化項目または重点化項目にすることが必要であり、「水象」で得られた結果を、「植物」、「生態系」の評価に十分に連携、反映することが必要。 186 頁 表 3-3-37 植物相調査の調査時期について、長野県環境影響評価技術指針マニュアル（平成 28 年 1 月長野県環境部）に、「特に早春から初夏にかけては、必ず調査を実施する。」とある。方法書では初夏が抜けており、初夏に出現する植物は少なくないため、初夏にも調査を実施すべきである。	生態系の視点で評価を行いました。  ご指摘を踏まえて、現地調査においては、初夏季についても植物相・植生の調査を実施いたしました。	● 調査結果 準備書 p4-9-8
29	動物	189 頁 3-10 動物の調査について、注目すべき種とは、現時点でどのような動物を注目すべきと考えているか、具体的に示していただきたい。（天然記念物に指定されている種も過去に確認されている。）	注目すべき種とは、現地で確認された動物のうち、天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、長野県希少野生動植物保護条例、環境省及び長野県のレッドリストに掲載されている種などを、対象としました。	● 調査結果 準備書 p4-10-5
30	景観	193 頁 3-12 景観の調査について、現地調査地点を表 3-3-49 に示していただいているが、周囲には事業地よりも標高が高い山が存在しており、事業面積が広大なため、遠方からも事業地が確認できることが予想できる。事業地内から見える所は、逆に考えるとその場所から事業地が見えるということになるため、もう少し広い範囲を視野に入れ、調査地点の数を増やすなど再考をお願いしたい。	ご指摘を踏まえて、八ヶ岳連峰（赤岳）を含む、広範囲を調査対象といたしました。	● 調査結果 準備書 p4-12-2
31	景観	193 頁 3-10 景観の調査について、多くの観光客が訪れる霧ヶ峰高原において、霧鐘塔からの眺望も考慮していただきたい。	ご指摘を踏まえて、霧鐘塔の状況も確認いたしました。その結果、霧鐘塔からは対象事業実施区域方向の眺望は得られないことを確認しています。	● 調査結果 準備書 p4-12-2
32	温室効果ガス 等	200 頁 表 3-3-57 影響要因の区分に樹木の伐採とあるが、その他、工事車両の通行や機械の稼働による温室効果ガスの排出が考えられるため、その影響についても調査をしていただきたい。	ご指摘のとおり、温室効果ガスの検討にあたっては、工事車両の通行や、建設機械の稼働を考慮いたしました。	● 予測結果 準備書 p4-16-6

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
33	文化財	<p>本環境影響評価とは別に、文化財に関する法令等により、適切な調査等および保護措置を実施すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、諏訪市教育委員会埋蔵文化財課の指導を受けながら、文化財保護法に従い適切に対応いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-15-1</li> </ul>
34	動物	<p>105～109 頁 ②注目すべき種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令等指定種の有無について、既往文献及び予備調査によって存在が確認されているものの保護措置を関係課所と協議等うえ、実施すること。また、今後の調査においてその存在の有無を確認し、新たに確認された場合にはその保護措置も関係課所と協議のうえ実施すること。事業着手以降においても新たに確認された場合には、その都度、保護措置を関係課所と協議のうえ実施すること。</li> <li>● 法令等指定種については関係課所と協議等のうえ適切な保護措置を講じること。</li> </ul>	<p>現地調査における法令等指定種の確認及び予備評価結果に基づく保全対策について、準備書に掲載させていただきま。その上で、確認された動植物について、保護措置を実施する際には、対応について関係機関と調整・協議を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-10-63</li> </ul>
35	動物	<p>189～192 頁 動物の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記のとおり、適切な調査を実施し、存在が確認された場合にはその保護措置を関係課所と協議のうえ実施すること。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、注目すべき種について保護措置を実施する際には、対応について関係機関と調整・協議を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-10-63</li> </ul>
36	文化財	<p>127・128 頁 埋蔵文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 埋蔵文化財の保護については、文化財保護法により適切に実施すること。以下に記述する以外にも、工事内容により対応等が個々異なるため、詳細は文化財保護部局と協議等を実施すること。</li> <li>● 周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている土地での土木工事等の実施にあたっては、長野県教育委員会への届出（諏訪市教育委員会経由）が必要である。また、その保護措置を文化財保護部局と協議のうえ実施すること。</li> <li>● 事業実施予定地内には、遺構等分布確認調査を実施していない土地があるが、周辺地域での調査成果や地形等の特徴から遺構等の分布している可能性がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地についてもそ</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、諏訪市教育委員会埋蔵文化財課と協議の上、埋蔵文化財の調査方法の協議を進めております。</p> <p>事前の試掘調査により、切土予定地及び伐採予定地に埋蔵文化財が確認された場合は、諏訪市教育委員会埋蔵文化財課との協議の上、事業地内道路計画を見直す等、土地利用計画の変更を検討します。</p> <p>また、土地利用計画の策定にあたっては、これまでの諏訪市による試掘調査結果を文献調査し、掘削が行われる箇所が埋蔵文化財の分布の可能性が低い場所となるよう計画しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-15-4</li> </ul>



No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
		<p>の性格上、範囲が不明確である。そのため、土木工事等により遺構等に影響を及ぼす可能性がある土地については文化財保護部局と保護協議を実施し、必要に応じて試掘調査等を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土木工事等によって遺構等に影響があるか否かの判断は、文化財保護部局が行うものであり、事業者の判断ではない。埋蔵文化財に対する工事内容の大小・甚大か軽微かの判断も同様である。</li> <li>● 埋蔵文化財の現地調査は諏訪市教育委員会が実施するものであるが、費用等の負担については、その原因により事業者または諏訪市教育委員会となる。詳細については文化財保護部局と協議すること。</li> <li>● 埋蔵文化財の分布調査、試掘・確認調査、記録保存調査には、費用および期間がかかる。事業計画中に適切に反映し、確実に実施すること。</li> <li>● 埋蔵文化財に影響の無い計画（その判断は文化財保護部局が行う）にすることで、その保護が図れる。また、調査の費用および期間が圧縮されることにもつながる。可能な限り配慮していただきたい。</li> </ul>		
37	文化財	<p>197～199 文化財の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上述のとおり、適切な協議・調査等を実施し、保護措置を実施すること。</li> <li>● 調査頻度「1回」について、土木工事実施地の遺構等確認のための「試掘・確認調査」と、その結果によって「記録保存調査」を実施する可能性がある。同位置での発掘は最大「2回」の可能性がある。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、諏訪市教育委員会埋蔵文化財課と協議の上、埋蔵文化財の調査方法を進めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-15-4</li> </ul>	
38	植物	<p>226 頁 調査範囲内で記録されている種（植物）24/35 キク科のネコヤマヒゴタイについて、霧ヶ峰で生育するのはキリガミネトウヒレンという別種である可能性があるという調査がある（現段階では未発表）。霧ヶ峰でも、限られた場所のみで生育が確認されていることから、確認された場合には保護していただきたい</p>	<p>現地調査において、キリガミネトウヒレンの生息を確認いたしました。確認は湿地などの水辺の環境でした。これらの水辺の環境は、保全区域として改変を実施しないことといたしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果 準備書 p4-9-58</li> </ul>

No.	意見分類	諏訪市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
		いゝ。		

表 5-2 方法書に対する関係市長【茅野市長】の意見及び事業者の見解

No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
1	全般的事項	<p>(1)本事業によって土石流等の災害の発生、湧水の汚染、枯渇、鳥獣被害の増加など様々な影響が考えられ、下流域で生活する当市の住民らの不安は一層大きい。このことを自覚し、懸念される内容についての対策・対応の詳細について準備書に明記の上、必要に応じて説明会開催や文書の配布等により、住民らの不安を払しょくするために最大限の努力をすること。</p> <p>(2)これまで当市で行われた住民説明会で出された意見について、方法書に反映されていない項目が多い。特に、調整池等の防災施設や地下水、河川水、湧水に係る水量、水質に関わることについて、全て重点化項目とし、詳細な調査、予測、評価を行うこと。</p> <p>(3)今回提出された意見について、環境影響評価にどのように反映されるか明らかにするため、環境影響評価の調査着手前に茅野市住民向けの説明会を開催すること。</p>	<p>(1) 方法書の手続き後、水象に関する中間報告会や環境影響評価の進捗報告会を実施させていただくなど、情報公開に配慮しながら進めて参りました。また、準備書の公告縦覧開始前の事前説明会の実施も予定しています。今後も住民の皆様への不安を払しょくするために最大限の努力を行ってまいります。</p> <p>(2) 茅野市の住民説明会で頂戴しましたご意見ご要望については、事業者として最大限努力して調査予測評価を実施いたします。特に、河川水や地下水、湧水については、水象として多項目に亘り調査を実施いたしました。</p> <p>(3) 長野県の環境影響評価の手続きの中で、県に確認いただきながら調査を開始いたしました。調査着手前の説明会とはなりませんでしたが、平成29年2月に水象調査結果を中心とした中間報告会を、また、準備書の公告縦覧開始前の事前説明会を平成30年1～2月に実施しました。今後も、準備書手続きにおける住民説明会を実施して、準備書記載内容について説明する予定です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境影響評価項目準備書 p3-1</li> </ul>
2	工事車両の安全等の確保	<p>(1) 当市側からの搬入ルートAは地元住民の生活道路・通学路であり、沿線には「大清水」や「十五社」もあるため、児童やお年寄りを含めた多くの人が利用しており、工事車両の頻繁な往来は非常に危険である。別ルートへの変更も検討し、やむを得ず通行する場合は必要最小限とした上で十分な安全対策を明記すること。</p> <p>(2) 当市域を工事車両が通行する際は、騒音及び振動、大気質について最善の配慮をし、砂塵等が発生しないよう万全の対策をすること。特に、近隣の住宅や農地への影響に注意すること。また、運搬する資材等に伴</p>	<p>(1) 搬入ルートAについては、計画上路通行を最小限とし準備書に記載いたしました。</p> <p>(2) 事業者として最大限実施可能な対策を検討し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(3) ご指摘の内容を踏まえ、対応いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業計画準備書 p1-29</li> </ul>

No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
3	災害の防止	<p>着した外来植物の種子がこぼれ落ち、外来植物が繁茂することのないよう対策をすること。</p> <p>(3)工事車両が茅野市道の通行を始める前後に、建設課と立ち会って舗装の状況を確認し、通行によって損傷した箇所があれば修繕を行うこと。また、実際の通行中にも、損傷を認識した場合には、その都度、仮復旧にあたること。周辺の道路は地域の生活道路でもあるため、工事車両等の安全運行に努めること。</p> <p>(1)計画地は、長野県の調査により土砂災害のおそれがある場所として「土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)」とされ、土石流が発生した場合の被害は当市米沢地区に及ぶことが公表されている。法令による指定制には該当しないが、「崩壊その他の自然災害を生じやすい地域」として位置付けて予備調査を行い、その結果に応じて、事業計画の概要を見直すこと。</p> <p>(2)本計画の造成方法は、大量の残土をC調整池上流部沢筋に約600メートルにわたって盛土することから、河川断面が小さいネックポイントに土砂が堆積し、土石流等の発生が懸念される。したがって、「地形・地質」については工事中・供用中共に重点化項目とし、下流域における災害の回避・低減のための環境保全措置について十分に検討すること。また、調査結果に応じて造成方法等計画全体の見直しが必要であると考え。また、準備書作成にあたっては、近年の気象状況や横河川及び桧沢川の災害履歴等を踏まえ、工事中を含めた本事業前後の河川流量の変化、樹木伐採による森林の浸透力・保水力の低下等の影響に留意すること。</p> <p>(3)調整池に係る項目について、全て重点化項目とし、詳細な調査、予測、評価を行うこと。</p> <p>(4)調整池の設計根拠(耐震性等)及び管理計画について明記すること。</p>	<p>(1)ご指摘の事項を踏まえ、現地調査を実施し関係機関の指導及び協議を経て、安全に万全を期して計画しております。</p> <p>(2)C調整池上流の盛土については見直し、場外へ搬出する計画へと変更いたしました。</p> <p>下流域における災害回避の為、調整池設計においては観測上確認されている最大以上の降雨強度でも耐えられるよう設計をいたします。また、濁水および土石の下流流出を防ぐため、設備内に複数個所の沈砂池の設置、排水設備・調整池内の布団籠等濁水流出対策を施します。</p> <p>また、排水設備は浸透性をもつ構造とし、事業地の浸透力・保水力の低下を防ぎます。</p> <p>(3)調整池の設計にあたっては、長野県の基準に従い防災を目的として十分な容量をもって設計してまいります。</p> <p>(4)調整池の設計根拠(耐震性等)及び管理計画について準備書に記載いたしました。</p> <p>(5)調整池の建設箇所について、関係機関の指導に基づき検討し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(6)ご指摘の事項を踏まえ、耐震性について検討し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(7)昭和57年以降の災害履歴を含め、大きな災害について文献・資料を収集してとりまとめ、準備書にて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業計画</li> <li>● 準備書 p1-17</li> <li>● 地域概況</li> <li>● 準備書 p2-68</li> </ul>

No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
4	地下水・湧水の 保全	<p>(5)調整池の建設箇所が適切かどうか調査結果をもとに再検討すること。</p> <p>(6)調整池の堰堤の耐震性について、ダムではないので耐震性に配慮しなくてもよいとのことだが、今後30年以内の巨大地震の発生する確率は、東海地震が87%、東南海地震が60%の推計値があることから、耐震性についても十分な検討をすること。</p> <p>(7)昭和57年、58年に横河川下流域で発生した災害を災害履歴に記載し、時間雨量の推測と災害の発生理由を解明すること。また、それ以降の同地域で起きた災害についても災害履歴に記載し、時間降水量の関係、災害の発生理由を解明し、防災施設の計画に反映させること。</p> <p>(1)事業にあたっては下流域にある当市の水源地に対する影響を考慮する必要があるため(信州大学地質学教室熊井久雄著「大清水湧水の湧出機構について」1975年参照)、これらの水源地を含めた地下水及び湧水の状況について評価対象にすること。</p> <p>(2)計画地下流域に上水道の水源地があることから、水質、水象について重点化項目とすること。特に北大塩大清水水源は、1日当たり約9,000 m<sup>3</sup>を取水し、主に茅野市の中心部に配水している市内で最も大きな水源である。本水源が枯渇又は汚染された場合、他水系から代替配水することは困難であり、被害は甚大になることが予想されるため、厳格な調査を行うこと。また、この地域の水源は生活用水や農業用水(地元特産としての米沢米の栽培も盛んである。)として利用され、また地元住民の交流の場にもなっている。利水状況についても詳細に調査し、風評被害等も含め予想される影響について十分な検討を行うこと。</p> <p>(3)水道水源以外の地下水・湧水についても、定期的に水質・水量調査を実施すること。</p>	<p>記載いたしました。また、防災施設の計画については、関係機関と協議を行い検討いたしました。</p> <p>(1)下流域に存在する北大塩大清水水源については重要な保全対象として考えており、事業実施との関連について調査を実施し、影響の程度を検討し準備書に記載しました。</p> <p>(2)対象事業実施区域の下流に水道水源があることを踏まえ、水象の調査予測評価を実施し、その結果を準備書に記載しました。</p> <p>(3)ご指摘を踏まえ、水道水源以外の地下水・湧水の状況についても調査を実施し、その結果を準備書に記載しました。</p> <p>(4)ご指摘のとおり、稼働前(本現地調査)の調査を1回実施しました。今後、工事中、供用後に水道法に基づき水質分析を行いたいと思います。調査頻度は、工事中は現況把握と考え1回、供用後は定期的(1回/年程度)、調査地点は、対象事業実施区域の直下1地点を考えています。</p>	<p>● 予測結果 準備書 p4-6-69</p>



No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
5	水田耕作等農業用水の保全	(4)河川や湧水の水質検査は、水道法に基づく基準項目について水道試験法で実施すること。方法書 P138では建設予定地から離れた上川渋崎橋(諏訪市上川)、茅野横河川米沢台入口及び上川塩沢大橋におけるBOD、大腸菌群数等の結果が記載されているが、下流域の米沢地区の住民が心配しているのは、建設予定地の隣接地が、過去、産業廃棄物の埋め立てを行った地点ということ、当市が独自にP175の河川水質調査地点1と同地点の水質検査を実施している。検査項目は、前述のとおり重金属類の汚染が懸念されることが銅、砒素、カドミウム等を監視しており、さらにはダイオキシン類も監視している状況がある。	横河川の流量については、流量観測・雨量観測を実施して現況流出モデルを作成し、事業前後の流量変化を予測して農業用水への影響について検討し準備書に記載しました。	● 予測結果 準備書 p4-6-72
6	土壌汚染	森林伐採、パネルの設置による保水力の低下等、表流水及び地下水への影響が懸念される。横河川の流量が変化することによる農業用水への影響について事業前、後の詳細な調査を実施すること。 発電パネル架台の脚(杭)は相当の数になる。地面、土壌に接触する部分で、メッキ成分の亜鉛や鋼材の鉄が腐食して土壌側に移る可能性がある。土壌汚染について評価項目とし、調査を実施すること。また、事業撤退までの間、定期的に調査を実施すること。(水濁法、亜鉛の排水基準は2mg/l、農用地における土壌中の重金属の蓄積防止に係る管理基準、管理指標の亜鉛は120mg/kgとなっている。)	現況調査においては、県による近傍の調査結果を確認しましたので、その結果により土壌汚染の状況を把握し準備書に記載いたしました。なお、架台の杭のメッキはJIS上で定められる基準以上の塗布を行い、鋼材の防食を行います。また杭に塗布するメッキは塗布後安定するのに十分な時間を置いた後に打ち込みを行い、一度に大量の亜鉛が溶出する事を防ぎます。設備設置後の土壌汚染については、関係機関との協議の上、必要に応じて状況を確認いたします。	● 予測結果 準備書 p4-7-2
7	景観の保全	茅野市を含め、計画地周辺は県内屈指の観光エリアであり、本事業が観光事業に与える影響が懸念されるため、自然景観資源及び主要な眺望地点について、車山、杖突峠及び守屋山をはじめとする山岳観光地点を追加すること。また、八ヶ岳連峰の山頂からの眺望も調査すること。	ご指摘の山岳観光地点等についても、眺望の状況を現地踏査やシミュレーション等を実施し、利用状況についても考慮して調査を実施し準備書に結果を記載しました。	● 調査結果 準備書 p4-12-2 ● 予測結果 準備書 p4-12-40

No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
8	触れ合い活動 の場	触れ合い活動の場として、「吉田山市民の森」、「永明寺山公園」、「十五社」、「大清水」を位置付けること。	ご指摘の「吉田山市民の森」、「十五社」、「大清水」についても、触れ合い活動の場として位置付け調査予測評価を実施いたしました。なお、「永明寺山公園」は、位置的に事業計画との関係から対象とはしませんでした。	● 調査結果 準備書 p4-13-1
9	生態系	(1)霧ヶ峰周辺は、従来よりニホンジカの生息に適した場所として多数の鹿が目撃されていたが、近年は大規模の群れが確認されるなど以前にも増して鹿の生息地となっていることが考えられる。茅野市では里山と農地の境を中心に金属防護柵の設置に取り組んでいるが、集落を横断する県道諏訪茅野線を門扉等で封鎖することができなため、ここを経路としてニホンジカが集落内へ侵入し、農作物被害を出している現状もある。今後、本事業により、個体群の大規模な移動及び分裂が生じれば、現状の捕獲対策のみで新たな被害を防ぐことは困難である。よって計画地周辺におけるニホンジカの生息状況等を適切に調査し、生態系及び近隣区域への影響等にも配慮すること。また、動物調査対象地域の範囲について、特に鹿の調査対象地域の範囲については、茅野市域（米沢地区）を含む範囲とし、複数年にわたって調査を実施すること。 (2)緑化計画について、方法、種類等明記すること。外来植物が繁茂しないよう配慮すること。	(1) シカを含む大型哺乳類の調査については、計画地内における目撃・痕跡調査に加え、周辺域も含めたセンサーカメラ調査により生息状況を把握しました。調査結果を踏まえ、事業による計画地周辺における生息状況への影響や近隣区域への影響、配慮事項等について検討し準備書に記載しました。 動物調査の範囲・期間については、長野県環境影響評価技術指針マニュアルを参考に設定しました。なお、動物調査の期間については基本1年間としました。また、猛禽類の営巣が確認されたため、県と協議の上、長野県環境影響評価技術指針マニュアルに従い2繁殖期の調査を実施しました。 (2) 緑化方法については、現地調査の結果を踏まえ、平成27年度に環境省が策定した「自然公園における法面緑化指針」を基に森林表土を利用した方法を検討し準備書に記載しました。	● 調査結果 準備書 p4-10-1 ● 予測結果 準備書 p4-9-59
10	温室効果ガス	温室効果ガスの収支について、吸収減の森林を伐採することによる影響、工事中及び資材等運搬による発生による影響、太陽光発電による影響等、事業期間中の各種要素を明らかにすること。	ご指摘のとおり、事業の実施における温室効果ガスの収支について各要素を検討し、その結果を準備書に記載しました。	● 予測結果 準備書 p4-16-6
11	気象の変化	「その他の環境要素」として、パネル自体が熱を持つことによる影響等の気象変化を評価項目に追加すること。パネル自体の持つ膨大な熱量が原因となり、上昇気流による雷雲の発生によるゲリラ豪雨や渡り鳥の飛来を阻害する等生態系への影響が懸念される。ま	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の実証研究等の資料調査を実施し、太陽光パネルによる気象の変化について検討しました。その結果、パネル設置による周辺気象変化は、極めてわずかなかと考えています。	—

No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
12	その他	<p>た、諏訪盆地特有の地形がもたらす霧ヶ峰地域の集中豪雨の経過を踏まえ、パネルの持つ熱量を原因とする上昇気流によって引き起こされる災害の可能性について調査を行うこと。</p> <p>(1) 施設の撤去について、影響要因のうち「供用終了後の影響」は選定していないが、供用終了後及び撤去工事についても影響要因とすること。</p> <p>(2) 簡略化項目及び非選定項目については、特に詳細な理由を示すこと。なお、「地形」及び「地質」について、長野県環境影響評価技術指針マニュアルは「原則としてすべての事業で選定する」としているため、必須項目である。また、「地下水質」については、パネルや架台等の人工物の設置により地下水や湧水、河川水の汚染が懸念されるため、評価項目に選定すること。</p> <p>(3) 参考文献や意見を聴いた学識経験者等を明記すること。</p> <p>(4) 除草剤、融雪剤等の薬剤が使用されないことが確認できるよう、除草・除雪作業について詳細な計画を明記すること。</p> <p>(5) 伐採工事に伴いチップ化したウッドチップの敷均しの固定方法や腐敗した場合の対応について明記すること。</p> <p>(6) 送電線の経路を明記し、「電線等の存在」についても、各影響評価の評価項目とすること。</p>	<p>(1) 本事業は供用終了を予定していないため、「供用終了後の影響」は選定しておりません。</p> <p>(2) 発電パネルや架台の設置による地下水質の汚染等は、想定していません。</p> <p>(3) 参考文献については、準備書等に明記しました。</p> <p>(4) 除草は薬剤を使用せず人力にて実施すること、除雪は必要な施設周辺だけの限定的な実施とする計画であることを準備書に記載しました。</p> <p>(5) チップ化したウッドチップの敷均しは実施いたしません。</p> <p>(6) 送電線の建設は中部電力が行います。本事業計画とは別事業となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業計画 準備書 p1-29、 p1-30</li> </ul>
13	記載内容の不備・誤りについて	<p>(1) 基本方針⑧について、施設の撤去等具体的な記述にすること。（「設置及び施設等の処理」の意味が不明。）【3頁6-1】</p> <p>(2) 環境保全についての配慮が必要な施設として、茅野市米沢地区コミュニティセンター内に米沢地区子ども館及び図書館米沢分室を記載すること。</p> <p>(3) 地下水の規制に関する記述が正しくない。茅野市</p>	<p>(1) ご指摘の事項については、準備書に記載いたしました。</p> <p>(2) ご指摘のとおり、米沢地区子ども館及び図書館米沢分室を準備書において記載しました。</p> <p>(3) ご指摘の地下水の規制に関する記述については、準備書において修正いたしました。</p> <p>(4) ご指摘の茅野市再生可能エネルギー発電設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業計画 準備書 p1-30</li> <li>● 地域概況 準備書 p2-17</li> <li>● 地域概況 準備書 p2-21</li> <li>● 地域概況</li> </ul>

No.	意見分類	茅野市長意見	事業者見解	準備書への 反映状況
		<p>では、地下水の利用について、「茅野市生活環境保全条例」及び「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」により規制している。特に井戸の新規掘削については、吐出口径の大きな井戸については市条例による許可制を採用している。【38頁】</p> <p>(4)茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインの対象は、茅野市内での事業のみではない。当市に影響を及ぼす恐れがある場合は、市外での事業に対しても調整を求めることがある。【73頁】</p>	<p>設置等に係るガイドラインに関する記載は、準備書において修正しました。</p>	<p>準備書 p2-56</p>